

議案第19号

新居浜市下水道事業に係る受益者負担金等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

新居浜市下水道事業に係る受益者負担金等に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

平成30年2月20日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市下水道事業に係る受益者負担金等に関する条例の一部を改正する
条例

新居浜市下水道事業に係る受益者負担金等に関する条例（平成24年条例第47号）
の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表に次のように加える。

第7負担区	349円
-------	------

第4条第2項第1号中「339円」を「349円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）
以後に完了する排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）の工事に
係る下水道事業区域外流入分担金について適用し、施行日前に完了した新設等の工事

に係る下水道事業区域外流入分担金については、なお従前の例による。

提案理由

公共下水道事業計画の変更に伴い、新たに拡大する排水区域の下水道事業受益者負担金の単価を定めるため、及び下水道事業区域外流入分担金に係る面積割額の単価を改めるため、本案を提出する。